

和歌山県警察装備資機材開発改善実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成21年3月26日 務第23号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

警察装備資機材開発改善業務を効果的に推進するため、別記のとおり和歌山県警察装備資機材開発改善実施要綱を制定し、平成元年5月20日から実施することとしたので、所期の目的を達成するように努められたい。

なお、「和歌山県警察装備資機材開発改善委員会設置要綱の制定について（例規）」（昭和62年1月20日付け務第3号）は、廃止する。

別記

和歌山県警察装備資機材開発改善実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、複雑、多様化する警察事象に的確に対応し、時代の要請に適応した装備資機材の開発改善を組織的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 警察装備資機材開発改善委員会の設置

1 設置

和歌山県警察本部に和歌山県警察装備資機材開発改善委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げるものをもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務課長

委員 会計課長、警務課次席、地域指導課長

刑事企画課長、交通指導課長、警備課長

3 任務

委員会は、次の事項について調査・研究し、その結果を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

- (1) 開発改善についてのニーズの収集に関すること。
- (2) 開発改善を図るべき事項の調査・研究に関すること。
- (3) 開発改善に係る提案の採否に関すること。
- (4) 開発改善を行う必要がある装備品目の選定に関すること。
- (5) 試作した装備品等の検討に関すること。
- (6) 装備資機材開発改善コンクール（以下「コンクール」という。）の実施に関すること。
- (7) その他開発改善に必要な事項に関すること。

4 会議

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。
- (2) 委員長は、委員会を統括し、その議事を主宰する。
- (3) 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 庶務

委員会の庶務は、警務課装備係において行う。

第3 コンクールの開催

- 1 各部署が開発改善した装備資機材を審査するため、原則として毎年1回コンクールを開催するものとする。
- 2 コンクールの審査委員は、次のとおりとする。
審査委員長 本部長
副委員長 警務部長
委員 首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長
- 3 コンクールの開催前に、予備審査会を開催し、出品作品の事前審査を行うものとする。
- 4 予備審査会は、委員会の構成員をもって充てる。
- 5 コンクールにおける表彰は、優秀作品を提出した職員に対して行う。
- 6 コンクールの事務は、警務課装備係において行う。

第4 警察装備資機材開発改善部会等の設置

コンクールの取組を強化するため、警察本部内にあっては、各部ごとに警察装備資機材開発改善部会を設置し、警察署にあっては、各署ごとに警察装備資機材開発改善委員会を設置するものとする。

第5 開発改善に係る提案

職員は、いつでも警察装備資機材の開発改善に関するアイデアを所属長に提出することができる。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、この業務を推進するために必要な細部的事項は、別に定める。